別表第六の一号(第64条関係)

地上基幹放送の業務認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名　(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注1)

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注2)		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注3)		
希望する放送対象地域		
希望する周波数		
業務開始の予定期日		
放送事項(注4)		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注5)		
特定役員の氏名又は名称(注6)		
外国人等直接保有議決権割合(注7)		%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注7)		%
欠格事由の有無(注8)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□ 有　□ 無
	特定役員(同号ニ)(注9)	□ 有　□ 無
	議決権の割合(同号ニ及びホ)(注10)	□ 有　□ 無
	処分歴等(同号へからルまで)	□ 有　□ 無

注1　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2　法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること(同項目に区分の規定がない場合には、同「1　総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載する

こと。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)

「地上基幹放送―テレビジョン放送―民間基幹放送事業者の放送―総合放送―広域放送」

注3　基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注4

(1)　国内放送又は国際放送を行う基幹放送の業務の場合((2)及び(3)の場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送の業務の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。)により、次のように記載すること。

ア　コミュニティ放送を行う基幹放送の業務以外の基幹放送の業務の場合

(記載例)　報道　(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
教育　(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
教養　(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
娯楽　(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
その他　(通信販売番組等)

イ　コミュニティ放送を行う基幹放送の業務の場合

(記載例)　生活情報　(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)
行政情報　(市町村議会情報、市町村広報等)
観光情報　(観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等)

(2)　超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア　博覧会等の用に供する場合

(記載例)　(何)博覧会の案内等に係る事項

イ　災害発生時に役立てる場合

(記載例)　(何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

注5　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2)　(1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線

設備」の別を明確にして付記すること。

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注6　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有　□無	□有　□無	

(注1)　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2)　特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3)　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注4)　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5)　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6)　備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注7)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注7　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考		1単元の株式数		

(注1)　最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2)　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3)　(B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4)　(C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5)　(D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6)　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7)　(F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同条第3項の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

(注8)　(G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9)　(H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10)　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11)　表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12)　単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13)　法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ　外資議決権比率に関する事項

(ア)　コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

区　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者											
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計　者)(J)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者											
合　計												

(注1)　外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいい((イ)において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は

団体についても記載すること。

(注2)　申請者が株式会社である場合は株主､その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること((イ)において同じ。)。

(注3)　(A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4)　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5)　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6)　(D)の欄は､申請者が株式会社である場合は､(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7)　(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(ア)の(D)の比率を記載すること。

(注8)　(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ)　一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注9)　(I)の欄は､(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が2分の1を超える場合は､(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ)　外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は､(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(注10)　(E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨

五入とし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

(注11) 備考の欄は、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注12) (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

(注13) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(イ) コミュニティ放送に係る申請の場合

区　　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計　者) (F)							
合　　計								

(注1) (A)から(D)までの欄は、(ア)の(注3)から(注6)までに準じて記載すること。

(注2) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(イ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨

五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

(注3)　(F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

(注4)　(C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

注8　法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注9　注6の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注10　注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。この場合において、コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は、法第93条第1項第7号ニに係る欠格事由の有無を確認の上、記載すること。